

香川県新規産業創出支援センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年3月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第13号

香川県新規産業創出支援センター規則の一部を改正する規則
香川県新規産業創出支援センター規則（平成11年香川県規則第43号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用期間等) 第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により延長することができる期間は、当該利用を開始した日から5年を超えることができない。ただし、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) インキュベート工房で実施する事業が知事が定める事業の分野に属するものであるとき。</u> <u>(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めるとき。</u></p> <p>4 略</p>	<p>(利用期間等) 第5条 利用許可によりインキュベート工房を利用することができる期間は、3年以内とする。</p> <p>2 知事は、前項の期間又はこの項の規定により延長された期間が満了する場合において、特に必要があると認めるときは、2年を超えない範囲内で当該期間を延長することができる。</p> <p>3 前項の規定により延長することができる期間は、当該利用を開始した日から5年を超えることができない。ただし、<u>当該利用に係るインキュベート工房で実施する事業が知事が定める事業の分野に属するものであるときは、この限りでない。</u></p> <p>4 略</p>
<p>(使用料の減額) 第14条 工房利用者のうち、製造業を営む者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者に限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人でその経営基盤又は運営基盤が特に弱い弱なものである、その事業活動を支援する必要があると認められるものについては、知事が別に定めるところにより、使用料を減額する。</p> <p>2 略</p>	<p>(使用料の減額) 第14条 工房利用者のうち、製造業を営む者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者に限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人でその経営基盤又は運営基盤が特に弱い弱なものである、その事業活動を支援する必要があると認められるものについては、知事が別に定めるところにより、<u>利用を開始した日から起算して5年を経過した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）分までの使用料を減額する。</u></p> <p>2 略</p>

第32条 略

2 略

3 指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における第3条、第4条、第5条（第3項第1号を除く。）、第6条、第7条、第9条から第12条まで、第16条から第22条の2まで、第25条から第29条まで及び次条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

別表第1（第3条関係）

略

備考 この表に掲げる業種（第82の項及び第85の項に掲げるものを除く。）は、統計法第28条及び附則第3条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件（平成21年3月総務省告示第175号）に定める日本標準産業分類の細分類による。

第32条 略

2 センター条例第4条第6項の規則で定める業務は、ネクスト香川の維持管理及び利用の許可に関する業務その他の運営に関する業務とする。

3 指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における第3条、第4条、第5条（第3項を除く。）、第6条、第7条、第9条から第12条まで、第16条から第22条の2まで、第25条から第29条まで及び次条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

別表第1（第3条関係）

略

備考 この表に掲げる業種（第82の項及び第85の項に掲げるものを除く。）は、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件（平成19年総務省告示第618号）に定める日本標準産業分類の細分類による。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。